

小金井市財政規律ガイドライン

令和6年3月
小金井市

目次

1. ガイドライン策定の背景 p 1
2. 指標の設定 p 2
3. 健全性の確認 p 13
4. まとめ p 17

1. ガイドライン策定の背景

社会情勢が急速かつ劇的に変化する時代にあって、本市が将来にわたり持続可能な自治体であり続けるためには、規律ある財政運営を行い、財政の健全性を確保する必要があります。

このため本市では、健全な財政運営に関する基本事項を定め、財政計画や予算編成において指針とすべき財政規律ガイドラインを策定します。

なお、財政規律ガイドラインは、政策や社会情勢の変化に対応するため、市の最上位計画である基本構想・基本計画における中期財政計画に合わせ見直しを行うものとしします。



2. 指標の設定

2-1 規律ある財政運営の基本

規律ある財政運営を行うためには

法令遵守はもとより、**効果的・効率的な予算編成・予算執行を計画的に行うことが重要**

⇒ 予算の調製は当初予算の1回のみとすることが基本

(このために計画的に施策を展開し、予算措置を準備する。)

《ポイント》

補正予算は、国の補助金等の変動や緊急やむを得ない場合などに追加その他の変更を行うもので、安易な補正予算対応は財源計画に狂いを生じさせるものとして厳に慎む必要がある。なお、やむを得ず補正予算を措置する場合も、一定例会に1回が原則であり、計画的にこれを行うことが難しい場合は、延伸等の手段を講じる必要がある。

※ 具体的な内容については、各年度の予算編成方針や予算の執行について（依命通達）を参照

2-2 本市の財政運営上の課題

年代	主な事象	主な財政課題
昭和50年代～	過剰な人件費等による財政状況の悪化	人件費比率が40%を超え、基金も少なく、駅前再開発などのまちづくりに着手できず
平成9年度～	人員の整理・削減を中心とした行財政改革スタート	財政再建を進め、生み出した財政効果で遅れていたまちづくりに着手
平成20年度～	世界的金融危機や東日本大震災等による影響、ふるさと納税の開始	まちづくりの効果を含め得られるはずの税収等が縮小
平成24年度～	社会保障関連経費の急激な増加	民生費の増に、まちづくりに係る起債の償還開始が重なり危機的財源不足・財政状況
平成27年度～	子ども・子育て支援新制度開始	待機児童解消など、子育て施策へ多額の財源を投入
令和2年度～	新型コロナウイルス感染拡大 ロシアによるウクライナ侵攻	ポストコロナへの対応、世界的な物価高騰への対応

少子高齢化の進行・社会保障の増

行革による財政効果は、まちづくりが進んだ後も社会保障関連経費の増等に充てなければならず、新庁舎建設を始めとする公共施設等の更新がほとんど先送りとなっている！

2-3 将来の見通し

「自治体戦略2040構想研究会（総務大臣主催）」

- ・2040年には、国の人口は1億1,092万人にまで減少し、その頃には毎年90万人が減少する。
- ・高齢者人口（65歳以上）は2042年にピークを迎え、75歳以上人口は2054年まで増加する。

「小金井市人口ビジョン」

- ・令和13年（2031年）をピークに減少に転じる。
- ・生産年齢人口は、令和7年（2025年）まで増加し、その後、減少に転じる。
- ・高齢者人口（65歳以上）は、令和37年（2055年）まで増加する。

「小金井市公共施設等総合管理計画」

- ・現存する公共施設等を、耐用年数経過時に単純に更新した場合の建替及び改修に要する費用は30年間で1,693億円（年平均56億円）
- ・現存する公共施設等を長寿命化した場合の建替及び改修に要する費用は30年間で1,484億円（年平均50億円）



財政の健全性を確保するためには、短期的な視点だけではなく、中長期的な視点が必要。

○生産年齢人口の減少による
税収の減

○超高齢化社会による
社会保障関連経費の
更なる増

○時代に即した公共施設等の
在り方の見直し（総量抑制等）
など

2-4 健全な財政運営のための重要な視点

- ▶ 地方財政法では、地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならないと定められており（地方財政法第5条）、財政の健全性を確保するためには、第一義的に**現金主義会計で健全である**（資金繰りが詰まらない）ことが求められます。
- ▶ 十分な公共サービスが提供できていることを前提としたうえで、現金主義会計において財政の健全性を確認する方法としては、短期的には**実質収支が黒字である**こと、及び**一定程度の資金余剰（繰越額）が確保されている**ことがあり、中長期的には**債務の償還財源が将来にわたって確保される見込みがある**ことがあります。

2-5 健全な財政運営のための基本事項

○短期的視点

(1) 財政調整基金残高の確保

年度によって生じる財源の不均衡を調整するだけでなく、自然災害や感染症対応など、突発的な財政需要にも十分対応できるだけの残高を確保する。

(2) 将来の投資的経費等への財源確保

将来、生産年齢人口が減少することで税収の減が見込まれている中、公共施設の更新等、多額の財源を要する事業を計画的に行うために、必要な基金の残高を確保する。

○中長期的視点

(3) 地方債残高の適正化

将来世代に過度な負担を残さないようにするために、真に必要な公共施設を見極めたうえで、地方債残高の適正化を図る。

2-6 決算剰余金の基金積立て

- ▶ 地方財政法では、第7条において「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。」と規定しています。
- ▶ 本市では、一般会計決算の実質収支額の1/2以上を、翌年度までに財政調整基金に積み立てることで、多様化する財政需要に対応しています。

※ 実質収支額 = 歳入総額 - 歳出総額 - 翌年度に繰り越すべき財源

2-7 基金残高の指標

○財政調整基金 40億円

毎年度の当初予算要求における歳入・歳出の乖離と、補正予算への財源充当額等を考慮し、標準財政規模の10%~20%程度を適正值とする。

○公共施設マネジメント基金 20億円

貸借対照表（一般会計等）の建物減価償却累計額の10%程度を適正值とする。

○環境基金 毎年度2億円以上積立て

廃棄物処理手数料収入の25%程度を原資とする。

2-8 地方債残高の現状 (一般会計)

○本市の地方債残高（市民一人当たり）のピーク

平成23年度 残高 31,457,341千円

人口 115,625人


市民一人当たり残高 272千円

○現在の地方債残高（市民一人当たり）

令和5年度 残高 15,673,127千円（平成23年度比49.8%）

人口 124,713人（平成23年度比107.9%）

市民一人当たり残高 126千円

 平成23年度の市民一人当たり地方債残高を上限とした場合、理論上新たに18,248,809千円の地方債を発行することができる。

※ 人口は各年度4月1日現在の住民基本台帳の数

2-9 地方債残高の指標 (一般会計)

○小金井市人口ビジョンでは、令和13年度をピークに人口は減少に転じると推計

年度	人口		うち生産年齢人口割合
令和13年度	127,877人	100.0%	64.61%
令和22年度	126,809人	99.2%	62.06%
令和32年度	123,321人	96.4%	59.65%
令和42年度	117,509人	91.9%	57.91%

○地方債の償還は、おおむね20～30年間。人口減少を見据えると過度な負担を将来世代に残すべきではない（平成23年度のピーク時残高まで発行すべきではない）。

➡平成23年度の市民一人当たり地方債残高272千円の9割以下を適正值とする。

指標：市民一人当たり地方債残高272千円×90%=245千円

■ 参考

	人口（推計）	地方債年度末 残高見込額	市民一人 あたり残高	
平成23年度	115,625人	31,457,341千円	272千円	100.0%
令和5年度	124,713人	15,673,127千円	126千円	46.2%
令和6年度	126,003人	18,256,493千円	145千円	53.3%
令和7年度	126,492人	20,014,760千円	158千円	58.2%
令和8年度	126,898人	24,719,293千円	195千円	71.6%
令和9年度	127,232人	27,762,708千円	218千円	80.2%
令和10年度	127,491人	28,761,784千円	226千円	82.9%
令和11年度	127,689人	29,745,900千円	233千円	85.6%
令和12年度	127,822人	29,611,770千円	232千円	85.2%

※ 令和5年度以降の地方債年度末残高見込額は、第5次小金井市基本構想・前期基本計画 実施計画（令和5年度～令和7年度：令和5年10月発行）による。



3. 健全性の確認

3-1 財政運営の健全性の確認 (財政指標の活用)

- 経常収支比率などに代表される**財政指標は、基本的に直近までの動向を決算から分析するためのものであり、将来の状態を示すものではありません。**従って、将来の健全な財政運営については、中長期的な財政収支の予測による財政計画によることとなり、財政指標は、将来の目標値としては馴染みにくいものとなります。
- 一方で、本市では過去に人件費比率や経常収支比率などの財政指標が全国でワーストワンとなり、これにより長い間厳しい財政状況が続いていたことから、財政指標の注視が財政運営の健全性を確認するうえで有効であると認識しています。
- そこで本市では、財政規律とは別に2つの財政指標に目安を設定し、目安と乖離が生じた場合にはその分析を行い、必要に応じて改善に取り組みます。

3-2 経常収支比率

- 経常収支比率は、市税などの経常的な収入が、義務的で固定的に支出される経費にどれだけ使われているかを示した決算分析指標です。経常収支比率が高いと財政運営が硬直的であるとされ、かつては経験的に80%程度が適当とされてきました。
- しかし現在は、全国的に投資的経費の財政需要が縮小し、その反面、社会保障関連経費が増大していることから、経常収支比率は上昇する傾向にあり、必ずしも80%程度が適当ということではなくなっています。

重要なポイント

市民サービスを十分に提供できている状態であれば、経常収支比率が高いだけで、財政状況が悪いと判断すべきではない。

◎ 経常収支比率の目安

多摩26市の経常収支比率の平均以下を、本市の経常収支比率の目安とする。

3-3 人件費比率

- 人件費比率は、歳出総額に対して人件費が占める割合を表した指標であり、職員数だけでなく、職員の年齢構成や賃金の増減による影響や、歳出総額の増減による影響を強く受けるため、経常収支比率と同様に、固定な数値を適正值とすることが難しい指標です。
- 少子高齢化により全国的に扶助費が増となる中、本市では公共施設等の課題が山積しており公債費の増が避けられない状況にあります。そこへ人件費も増となれば、義務的経費が財政を圧迫し市民サービスの低下を招く恐れがあることから、人件費は引き続き抑制が必要です。
- 現在、全国的に賃金が上昇傾向にあり、人件費を抑えるためには職員数を抑制する必要があることから、委託化や民間移譲、デジタル化や事業の大胆な見直しなどを強力に進め、限られた職員でも持続可能な組織へと転換する必要があります。

重要なポイント

職員数については、別途「小金井市定員管理計画」の中で適正な管理を行う。

◎ 人件費比率の目安

多摩26市の人件費比率の平均以下を、本市の人件費比率の目安とする。

4. まとめ

財政規律ガイドラインは、規律ある財政運営を行うために目指すべき指標等を示したものであり、財政規律自体は、職員一人ひとりがその重要性を認識し、行動することで実現されるものです。

職員は、このガイドラインや各年度の予算編成方針、予算の執行について（依命通達）等を必ず熟読し、法令遵守のもと、規律ある財政運営に努めてください。